

防府市民間建築物アスベスト調査事業補助金交付要綱

令和4年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害の未然防止を図るため、民間建築物に係る吹付けアスベスト等の含有調査を行う者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト調査事業 この要綱に基づき、建築物の吹付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査、分析を行うことをいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の0.1%を超えるものをいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 本市の区域内において、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある民間の建築物であること。ただし、一戸建て住宅及び木造建築物は除く。
- (2) 補助金の交付決定の日において、調査事業に着手していないものであること。
- (3) 補助金の実施報告の提出期限までに調査事業が完了するものであること。

(アスベスト調査事業)

第4条 アスベスト調査事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 調査者は、建築物石綿含有建材調査者とする。

(2) 分析による調査は、J I S A 1 4 8 1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」により行うものとする。

(事業対象者)

第5条 事業対象者は、対象建築物の所有者又は共同住宅等の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定に基づく管理組合をいう。）の代表者（以下「所有者等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1) 市税を滞納している者

(2) アスベスト調査事業に関し、国、他の地方公共団体又は本市の他の補助等の制度を活用している者又は活用する予定がある者

(3) 同一箇所のアスベスト調査事業に対して、既に補助金の交付を受けている者

(4) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) その他市長が特に認めた者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、アスベスト調査に要する費用から消費税及び地方消費税を除いた額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する補助金の額は、1棟当たり25万円を限度とする。ただし、同一敷地内の複数棟又は同一棟内の複数箇所の調査をする場合は、補助金の合計額の上限を25万円とする。

(交付の申請)

第7条 事業対象者は、アスベスト調査事業（以下「補助対象事業」という。）に着手する前に、補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 対象建築物の登記事項証明書等（所有者が確認できる書類）
- (3) 市税の滞納がない証明書
- (4) 対象建築物の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
- (5) 調査費見積書の写し（内訳がわかるもの）
- (6) 付近見取図、配置図
- (7) 建物平面図（対象箇所を明示したもの）
- (8) 写真（アスベストが施工されているおそれのある箇所）
- (9) 工程表
- (10) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。
（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
（決定の通知）

第10条 市長は、前2条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、事業対象者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により事業対象者に通知するものとする。

(事業の着手)

第11条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 第10条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた事業対象者（以下「事業実施者」という。）は、第10条第1項の通知を受けた以降に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金取下申出書（第5号様式）により交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとする。

(補助対象事業の変更等)

第13条 事業実施者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市に事前相談を行い、当該変更に係る補助金変更申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「当該変更にかかる書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときには、補助金変更等決定通知書（第7号様式）により、事業実施者に通知するものとする。

4 第9条及び第10条第2項の規定は、前項の規定により補助金の交付の変更を決定する場合に準用する。

(実績報告)

第14条 事業実施者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該交付の決定のあった日の属する会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト調査に係る請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象事業に係る調査業者の請求書又は領収書の写し。

なお、請求書の写しの場合は、支払い終了後、その領収書が発行されてから10日以内にその写しを市に提出するものとする。

- (3) 写真（調査の内容が確認できるもの）
- (4) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(期日までに実績報告が困難な場合の報告等)

第15条 事業実施者は、当該年度の2月28日までに実績報告書の提出が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び補助対象事業の遂行の状況を書面により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書面の提出を受けた場合において、正当な理由があると認めるときは、前条に定める実績報告書の提出期限を当該年度の3月20日まで延長することができる。

3 市長は、前項の規定による完了報告書の提出期限の延長を決定したときには、補助金交付変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

4 第9条及び第10条第2項の規定は、前項の規定により実績報告書の提出期限の延長を決定する場合に準用する。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、第14条の規定により実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第9号様式）により、事業実施者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象工事について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う是正のための措置について準用する。この場合において、同条中「2月28日」とあるのは、「3月20日」と読み替えるものとする。

(補助金の交付請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(第10号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の規定により交付請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、事業実施者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第20条 事業実施者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して10年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第21条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、事業実施者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 第1項の規定による取消しの通知は補助金交付取消通知書（第11号様式）により、及び前項の規定による返還の命令は補助金返還命令書（第12号様式）により行うものとする。

（報告、検査及び指示）

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象工事の実施に関し必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

（有効期間）

- 2 この要綱は、次に該当する日限り、その効力を失う。

（1） 国のこの事業に相当する事業が終了した日

- 3 前項の規定により、効力を失った年度分までの予算に係る補助金については、本要綱はなおその効力を有する。